

令和8年分 蜂群配置計画書

表面

令和7年 月 日

大分県農林水産部長 殿

【飼育届(又は、転飼許可申請)を提出する者】

郵便番号

住 所

氏 名

電 話 () -

※日中連絡がとれる携帯電話の番号が望ましい

令和8年蜜蜂の蜂群配置計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 飼育群数 群(保有する巣箱の数ではなく、年間の平均的な飼育蜂群を記載すること。)
- 2 蜂蜜販売の有無 有 ・ 無(いずれかに○をする)
- 3 飼育計画

番号	令和8年飼育計画場所 (地番が不明な場所は地図添付若しくは緯度・経度)	土地 の 権利	蜜蜂 の 種類	飼育 群数	飼育計画期間	新規 の 蜂場に 「○」	管理者氏名※(5) 住所 電話番号
1					月 日～ 月 日		
2					月 日～ 月 日		
3					月 日～ 月 日		
4					月 日～ 月 日		
5					月 日～ 月 日		
6					月 日～ 月 日		

記入上の注意事項【字が小さくて見えにくい場合は、別添1を参照してください】

- (1)押印は不要です。
- (2)飼育計画期間は、令和8年1月1日～令和8年12月31日までのものとします。
- (3)記入事項は正確に記入し、以下の点に注意願います。
※飼育場所は番地まで記入のこと。ただし、番地が明らかでないときは飼育場所が特定できる地図の添付または緯度・経度の記入をもってこれに代えられることとする。地図の添付の場合は、毎年添付すること。)
- ※「1飼育群数」と「3飼育計画の場所毎の飼育群数の合計」は、一致しなくて差し支えありません。これは、蜂群の転飼や育成の過程によるものと理解しておりますが、同一飼育計画期間に「1飼育群数」を極端に超える計画は県担当から説明を求めることがあります。

- ※土地の権利・・・自宅、自己所有地、借地等を記入
- ※蜜蜂の種類・・・西洋蜜蜂又は日本蜜蜂を記入
- (4)※新規進出の蜂場には「○」を記載してください。新規進出とは令和7年1月1日以降、新たに飼育を始めた蜂場です。また現在飼っていないが今後飼う予定の蜂場も新規進出にあたります。
- (5)法人経営等で飼育届(又は転飼許可申請)を提出する者と、現場管理者が異なる場合は、管理者氏名・住所・電話番号を記載する(同一の場合は記載不要)。
- (6)令和7年飼育計画書の提出がなく、令和7年に蜜蜂飼育届を初めて提出した方は新規蜜蜂飼育者となり、別紙チェックリストの全ての項目に該当がないものは、既存の蜜蜂飼育者との蜂群配置調整が必要になる場合があります。
- (7)既存飼育者の方は、新規場所への配置及び同一箇所での増群をする場合等は、近隣の既存の蜜蜂飼育者との蜂群配置調整が必要になる場合があります。
- (8)養蜂振興法第8条により県は蜂群配置調整が必要な場合は、蜜蜂飼育者へ協力を求めることが出来ます。併せて、蜂群配置調整結果に基づく飼育届の提出をお願いしております。